

酒田市議会議員政治倫理条例（案）についての意見の概要と、それに対する市議会の考え方

議会基本条例素案	ご意見の概要	ご意見に対する市議会の考え方
<p>(議員の責務) 第2条 議員は、市民の信頼に値する倫理性と自らの役割を自覚し、法令はもとより、次条に規定する政治倫理基準を遵守しなければならない。 2 議員は、政治倫理基準に反する行為があるとの疑いを持たれたときは、自ら説明責任を果たすよう努めなければならない。</p>	<p>①「次条に規定する政治倫理基準」を「第3条各項に規定する政治倫理基準」に修正してはいかがでしょうか。 ②「自ら説明責任を果たすよう努めなければならない」を「自ら説明責任を果たさなければならない」に修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>①法制執務上、この言い方が通例となっております。 ②「疑い」の段階であるため、義務を課すのではなく、努力規定にしたものであります。</p>
<p>(政治倫理基準) 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守して行動しなければならない。 (1) 議員の品位と名誉を損なう行為や議会に対する市民の信頼を損なう行為はしないこと。 (2) 議員の権限や地位を利用して不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。 (3) 市の職員（臨時職員等を含む。以下同じ。）の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけは行わないこと。 (4) 市の職員の採用、昇格又は異動に関して推薦又は紹介をしないこと。</p>	<p>③「(5) 公職選挙法及び政治資金規正法に抵触する行為はしないこと」を追加してはいかがでしょうか。</p>	<p>③第2条で「法令はもとより」と規定していますので、改めて第3条に追加する必要はないと考えております。</p>
<p>(役員就任の制限) 第4条 議員は、市から補助金、交付金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金を受けている団体及び市の業務の委託を受けている団体の無限責任社員、取締役、執行役、若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人にならないよう努めるものとする。</p>	<p>④「団体」の説明がまわりくどいため、よく分かりません。「相当の反対給付を受けない給付金」は行政用語でしょうか。市民が理解できる文節に修正してほしい。 ⑤「～にならないよう努めるものとする」を「～にならないものとする」に修正してはいかがでしょうか。 ⑤大変甘い条例だと思います。もっと厳しくするべきではないでしょうか。今すぐに禁止できないとしても、何年後には禁止というようにすべきと考えます。</p>	<p>④他の法令等から引用して成文化したものであり、分かりにくい点については、条例の説明資料の中で補足してまいります。 ⑤地方自治法では、議員の兼職禁止や兼業（請負）禁止に関する規定をしており、また、審議事件と一定の利害関係を有する議員及び議長が、当該事件の審議に加わることを禁止しています。本条は、さらなる公正性の確保の観点から設けたものですが、職業選択の自由や地域活動等を考慮して努力規定としたものであります。 ※地方自治法第92条、92条の2、117条参照</p>
<p>(準用) 第10条 第6条及び第7条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、酒田市議会委員会条例（平成17年条例第217号）及び酒田市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の例による。</p>	<p>⑥「酒田市議会会議規則（平成17年条例第217条）の例による」を「酒田市議会会議規則（平成17年条例第217条）に準拠するものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>⑥法制執務上、この言い方が通例となっております。</p>
<p>(委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>⑦「議長が別に定める」を「議長が別に定める運用規定を遵守するものとする」に修正してはいかがでしょうか。</p>	<p>⑦法制執務上、この言い方が通例となっております。</p>